

# 支援センター 10 年の歩み

平成 16 年度センター長 佐竹 弘



## 1. はじめに

私は平成 16 年 4 月に、知的財産支援センターに関し、平成 16 年度の運営責任者に選任された。着任当時、支援センターは、篠原泰司初代センター長、二代目の竹内三郎センター長によって夫々整備され、育てられ、運営は軌道に乗っていた。従って、私の任務は、前例踏襲という安易なものと予想していた。

しかし、社会の変遷は激しく、私の甘い期待はあっけなく崩れた。

## 2. 当時の社会情勢

政府は「知的財産立国」をターゲットに掲げ、平成 14 年に成立した知的財産基本法に基づき、「知的財産立国」を実現するための「創造、保護、活用」の知的創造サイクルの活用と、それらに係わる活動を支える為の卓越した人材の育成を目指した。そして平成 16 年 5 月に「知的財産立国」に向けての取り組み方を具体的に示す「知的財産推進計画 2004」を公布した。

内容は、上記「創造、保護、活用」を早く、大きく展開させるための具体的で詳細な指針であった。しかも、上記の内容には「知的財産立国」の実現に向けての担い手としての専門家（弁理士）の具体的な活動指針として、地域の中小企業・ベンチャー企業、大学等の活動を支援するための方向性が示されており、それに加えて弁理士の大幅な増員等々、「日本弁理士会」に対する責務や、影響をもたらす事項等が多々存在しており、ことの重大性に驚いた。

さらに、全国の地方公共団体においては、反応の早い地方公共団体にあつては上記知的財産基本法が制定された頃から、また、多くの地方公共団体にあつては、上記「知的財産推進計画 2004」が公布された頃から夫々何らかの形で「知的財産」に関する「戦略室」の類を設置し、乃至は設置を予定し、夫々中小企業の振興対策を講じる方向であった。

また、国立大学にあつては、大学が法人化したこと

により多くの大学には「知的財産本部」が次々と整備され、逐次、内部機能の充実・強化が策定される傾向にあった。

## 3. 知的財産支援センターの貢献活動

平成 16 年度の立ち上がり当時の支援センターは、規則に定められた目的に基づき、82 名の委員が運営規則 9 条の組織を構成し、運営規則 11 条に記載されている活動指針の項目を遵守しながら順調に、夫々の役割分担に基づき社会の知的創造活動に係わる貢献活動を行っていた。

例えば、前年度において予定されていた地域支援活動としての島根県、高知県等に対する地方自治体の支援事業、予定されていた各地方でのセミナー事業等を、順次予定の範囲で行っていた。

しかし、社会の「知的財産」に関する認識は、月日の単位で、私たちの想像を超えて急変していた。

実態としては、上記のような社会情勢の急変により、全国各地からの「知的財産」に関する各種の支援を期待する声、乃至は支援の要請等が一挙に沸き上がってきたように感じられた。しかし当時の支援センターの内情では、予算面、人材確保の面からこれらのすべての期待に対応する活動を起こすことは困難であった。特に、地方公共団体に対する支援活動等は、北は北海道、南は九州、沖縄と、その活動範囲は広大で、人手不足と、資金不足を考慮すると、自ずと対応活動地域を拡大するには制約があった。

ただ幸いなことに、近畿圏、東海圏は、立派な支部組織があり、活発な支援活動が見られたので手出し無用。関東地域は、固まった組織はなかったが、4300 名の在住会員が夫々個々に支援活動をして下さっていることと仮定して無視。このことにより僅かに残されたエネルギーを、各地に散在する「弁理士過疎地域」の内の一部に対して、支援活動の形として振り向けることができたことはせめてもの幸いであった。

#### 4. 日本弁理士会に対する地方公共団体の思惑

パテント誌(2004.11.Vol.57)による紹介記事からも明らかのように、各地方公共団体は、当時、組織内の知的財産戦略組織の構築、策定作業に追われていた様子で、具体的な方策を推し進めている団体は僅かなようであった。そして、いずれの団体も異口同音に「日本弁理士会」による知的財産支援を期待しておられる様子であった。

ただ一つ気になったのは、4300名の在住会員が職域とする関東地域において、平成15年度から中小企業の知的財産支援活動をなされている東京都のご提言である。文中のご提言の多くは誠に尤もなことであった。しかし「…仮に弁理士がその社会的責任を十分に果たすことが出来ないのであれば…」として、「弁理士特有の専権」の開放を提案されている点については、私達、知財の専門家を自認して、知的財産支援活動をしている者にとっては、いささか厳しいものであり、強く反省しなければならない提言であった。

願わくは、今後各地の公共団体において、第2、第3の東京都流の苦言が生じないように、私達支援センターの運営は、誠心誠意、社会の期待に応える内容の支援でなければならないと、念じたものである。

#### 5. 大学支援員、中小企業支援員の研修会

前述のように、全国の大学においては次々と「知的財産本部」の類が設置されて産学連携を推進する機運が高まっており、また地方公共団体にあつては夫々中小企業の振興対策が講じられているような社会情勢においては、日本弁理士会に対して、上記夫々の多数の機関から良質の「知的財産支援」が求められることが予見された。

このことに鑑み、支援センターでは上記の全国の大学、地方公共団体等の各機関からの要望に対応して、良質の支援員を派遣できるように、正副会長会のお許しを得て、日本弁理士会の会員希望者を対象に大学支援員、中小企業支援員の研修会を開催し、それなりの成果を得た。

ちなみにこの研修会は、各支援員予定者に対して、相手方(大学・中小企業)の事情を予め充分に知っておいてもらう為のものであったが、あわよくば、支援員希望者が大幅に増加することを期待して企画したものであった。

#### 6. 支援センターの広報活動

支援センターにおいては、多数の会員が納付した貴

重な会費をベースにして多額の予算を計上し、かつ、多忙な会員のボランティア精神のもと、全国各地に向けての活発な「知的財産支援」の活動を行っていた。また近畿圏、東海圏に開設された近畿、東海支部及び全国各地の地区部会などにおいても夫々活発な知的財産支援活動を行っていた。

しかるに当時、大多数の会員はおろか、弁理士会の役員の間においても、斯かる会員の涙ぐましい「知的財産支援活動」の実態を、充分には把握されていなかった。

まして、外部の特許庁を含む関係機関の方々、「知的財産支援」に関心を持って戴いている大事な政治家の先生等に対しても、日本弁理士会の活発な支援活動の実態が正しく伝わっている様子は見られなかった。

そこで支援センターでは、「支援活動」の実態を、内輪に止めることなく、外部の関係機関、政治家の方々に対しても、速やかに伝達できる方策を検討し、結局、支援センターの機関紙であった「支援センターだより」の発展的な改定と、弁理士会のホームページの改訂を試みることにした。

「支援センターだより」の改定については、全国各地における弁理士の全ての「知的財産支援活動」を掲載できるように『日本弁理士会』の“知的財産支援活動だより”に格上げし、内容は、多忙な政治家の方々でも「読み流し」できるように、カラー写真をふんだんに取り入れたり、記事内容に種々工夫を施す等の編集方針が決められた。日本弁理士会の機関紙である「パテント」との競合の兼ね合いを懸念していたが、無事、運営委員会(センターの総会)と、正副会長会の承認を戴けて、11月号から正式発刊の運びとなった。

一方のホームページの改訂は、弁理士会の内部組織の複雑さに阻まれ、満足な成果を得ることができなかった点は些か残念であった。

#### 7. 最後に一言

ここ10年、日本弁理士会の会員は著しく増大し、全国各地には次々と支部が開設されて組織は充実。その上、会の財務は豊かな様子である。

このように足腰が丈夫になっている日本弁理士会は、「知財に関する専権」を有する団体であることを十分に自覚して、社会的ニーズには十二分に対応する必要がある。そして、社会と共に末永く繁栄することを祈念しています。

(原稿受領 2009. 11. 30)